

第36回（平成26年度第4回） 大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

平成27年3月6日(金)
トキハ会館5階 カトレアの間

第36回（平成26年度第4回）大分県事業評価監視委員会

次 第

日時：平成27年3月6日（金） 13時30分～

場所：トキハ会館 カトリアの間

1. 開会の辞

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 事務局説明

2. 事前評価対象事業説明 13:50～

(1)	道路改築事業	国道197号（鶴崎拡幅）	道路建設課
-----	--------	--------------	-------

3. 閉会の辞

- (1) 事務局長挨拶

第36回（平成26年度第4回）

大分県事業評価監視委員会 対象事業箇所図



福岡県

熊本県

宮崎県



【前-1】国道197号（鶴崎拡幅）道路改築事業

- 事前評価
- 再評価
- 事後評価

事前評価書

		年度	H26
		整理番号	
事業名・路線名等		道路改築事業 一般国道197号(鶴崎拡幅)	
所在地		大分市庄境 ~ 大分市乙津町	
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 大分市東部地区は、慢性的な交通渋滞が発生しているため、本事業により、交通渋滞の抜本的な解消を図る。また、周辺には小学校等があるにもかかわらず、歩道幅員が狭く、交通安全上の問題もあることから、歩行者・自転車の通行空間の確保により、安全性・快適性の向上を図る。 	
	事業内容	<p>【計画延長・幅員】 L=2.8km(現道拡幅)、W=13.0(24.0)、13.0(26.0)m</p> <p>【構造規格】 第4種第1級 設計速度 V=50km/h</p> <p>【計画交通量】 37,500~47,700台/日 (H42)</p> <p>【現況幅員・交通量】 W=20.0m(最小16.0m) 交通量 30,700台/日(H26.10実測)</p> <p>【重要構造物】 橋梁 2橋(鶴崎橋L=335m、乙津橋L=255m)</p>	
	事業費	C = 170 億円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から15年(平成41年度)	
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目~2年目 測量、地質調査、道路設計、橋梁設計、関係機関との協議</p> <p>3年目~4年目 用地測量、建物調査、用地買収</p> <p>5年目~9年目 用地買収、乙津橋橋梁工事、道路工事【乙津工区完了】</p> <p>10年目~15年目 用地買収、鶴崎橋橋梁工事、道路工事【鶴崎工区完了】</p>	
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 交通容量不足及び変則な車線運用により、慢性的な交通渋滞が発生している 主要渋滞箇所が5箇所存在 鶴崎小学校及び大在西小学校の通学路となっているが、歩道の幅が狭く、自転車・歩行者が安心して通行しにくい状況である 事故率が24.6件/年・kmと県管理道路の平均0.8件/年・kmと比較して非常に高い状況である 	
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> 交通容量不足の解消による渋滞緩和 4車線化及び自転車歩行者道整備による安全性・快適性の向上 緊急輸送道路の整備により防災機能向上 大分市東部地区から高次救急医療施設へのアクセス向上 広域的なネットワーク整備による産業・観光等への支援 	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	<ul style="list-style-type: none"> 費用便益比(B/C) ≒ 3.7 	
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 道路法、河川法、道路構造令、道路橋示方書等に適合した工法を採用 既設橋梁の活用や拡幅方向の比較を行い、最も経済的なルートを選定 	
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> 既設橋梁を活用する アスファルト、コンクリート、砕石は再生資材を利用 	
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 大分県環境配慮推進要綱に基づき、調査を実施し、環境に配慮する 工事中の騒音、振動対策を行い、住環境に配慮する 大分市景観計画に配慮した周辺景観との調和を図る 周知遺跡内であるため、関係機関と協議を行い、文化財の保護に努める 	
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> 地元との意見交換会及び説明会を開催し、事業への合意形成を図っている 意見交換会(H26.6~7月、全10回)、地元説明会(H26.11~12月、全9回) 大分市と連携し、積極的に地元調整を行う体制が整っている H26.11月に大野川新架橋促進期成会から要望あり 	
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域マスタープランの中で「特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線」に位置付けられている 今後、都市計画決定の変更を行い、事業を実施する予定 法指定通学路(1号)に該当 道路法第12条(国道の新設又は改築)に基づき事業を実施 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 	
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁下部工の施工時期は、非出水期となる 	
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> 以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい 	

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改築事業 一般国道197号 鶴崎拡幅				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H27～H85	道路建設費	完成4車線	16,058,000	
	維持管理費	補助国道	901,000	
		合計		16,959,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H36～H85	走行時間短縮便益		140,095,000	
	走行費用短縮便益		9,405,000	
	交通事故減少便益		1,346,000	
	合計		150,846,000	割引前の総便益
総費用額(C)	11,658,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	43,191,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	43,191,000 / 11,658,000 = 3.70			
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の整備により防災機能向上 ・広域的なネットワーク整備による産業・観光等への支援 ・新橋を架設し、交通量を分散させることで、既設橋の負担が軽減し、長寿命化に資する ・なお、既設の乙津橋及び鶴崎橋の補修費等は本事業には計上していない。 				

道路事業・街路事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適合 必須 優先	小項目の具体的な内容
事業の 必要性	○必要性・緊急性 整備が必要な主たる理由 緊急を要する現状の課題	○整備効果 関連事業との進捗調整等 事業実施により得られる効果	現状の課題から事業が必要となる理由	○	・交通容量不足及び適切な車線運用の解消による渋滞の緩和 ・歩道幅員狭小の解消による交通安全性の向上
			路線現況	○	平日交通量30,700台/日、歩行者通行量575人/12h、自転車通行量1,257台/12h (H26.10実測)
			道路幾何構造	○	道路幅員9.0(16.0)m、動静幅7.0(15.0)m、乙種橋6.0(12.0)m
			交通事故発生状況	○	死傷事故が317件/5年発生、事故率24.63件/年・km (県管理路線平均50.80件/年・km)(H20-H24)
			渋滞状況	○	主要渋滞箇所が箇所(乙津、鶴崎駅入口、中鶴崎2丁目、鶴崎橋東、志村交差点)
			通学路の指定状況	○	鶴崎小学校、大在西小学校の通学路に指定、児童429人が当該区間を利用 (H26.12現在)
			緊急輸送道路の指定状況	○	○ルート、第1次緊急輸送道路
			代替路の指定状況	○	○迂回が必要な場合は、(一)私田日岡線～(主)大在大分港線～(都)志村迫線を通りし、5.9km、8.6分の迂回が必要
			関連事業との進捗調整等	○	○老朽化した橋梁(乙津橋、鶴崎橋)の補修等を別途実施予定
			○整備効果	○整備効果	○緊急輸送道路の整備により防災機能向上
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析 関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討 コスト縮減に向けた具体的な施策 地域材、建設副産物の有効利用 自然環境への配慮 周辺の住環境への配慮 景観への配慮 残土処理の状況 文化財の保護	費用対効果分析 (B/C) 等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	○	B/C 3.7
			関係法令や技術基準等との適合	○	道路法、河川法、道路構造令、道路橋示方書に適合した工法を採用 既設橋梁の活用検討及び狐鳴方向の比較を行い、最も経済的なルートを選定
			コスト縮減に向けた具体的な施策	○	既設橋梁を活用することでコスト縮減を図る コンクリート・砕石は再生資材を利用
			地域材、建設副産物の有効利用	○	・大分県環境配慮推進要綱に基づき、調査を実施し、環境に配慮する ・地形改変による影響が小さい計画としている
			自然環境への配慮	○	・工事中の騒音、振動対策を行い、住環境に配慮する ・騒音低減効果のある排水性舗装を行い、住環境に配慮する ・低騒音、低振動型の建設機械を使用するとともに工事中の交通安全対策を行う
			周辺の住環境への配慮	○	○土工(法面)部は、自生種を用いた緑化を行うなど、大分市景観計画に配慮した周辺景観との調和を図る
			景観への配慮	○	○現場発土は、管内の他公共工事の盛土材に流用するなど、大分市景観計画に配慮した周辺景観との調和を図る
			残土処理の状況	○	○周知運搬内であるため、関係機関と協議を行い、文化財の保護に努める
			文化財の保護	○	○H26年11月に(大野)川新架橋促進期成会から要望書提出
			事業の実効性	地元要望、協力的体制 市町村の協力的体制 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項 上位計画等との関連	地元要望、協力的体制 市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制 地権者の同意、事業への理解の状況 法令等に基づく調整事項 都市計画
市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	○	大分市と連携し、地元調整を積極的に行い、地域が整っている			
地権者の同意、事業への理解の状況	○	地元意見交換会及び説明会を開催し、事業に対する地域の同意は概ね得られている			
法令等に基づく調整事項	○	都市計画決定の変更、道路法、河川法、大分市景観条例、文化財保護法等に係る関係機関調整を行う			
都市計画	○	○都市計画区域マスタープランに「特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線」に位置付けられている			
上位計画等との関連	○	○第2次ネットワーク(大分市(都心部)～旧佐賀町を結ぶ)			
事業の実効性	○	○法指定通学路(1号)に該当(付近に鶴崎小学校、大在西小学校がある)			
事業の根拠法令・採択要件	○	○大規模災害時の緊急輸送路として指定(大分市地域防災計画)			
事業実施に係る根拠法令(条項)	○	○道路法第12条に基づき事業を実施			
事業との関連	○	○社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合			
事業の特殊性	施工時期、期間の制限 技術的難易度	施工の実施時期、期間への制限 技術面からの事業の実現性	事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	○	○老朽化した橋梁(乙津橋、鶴崎橋)の補修等を別途実施予定
			技術面からの事業の実現性	○	○橋梁下部工の施工時期は、非出水期となる

* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
 * 「該当及び適合」の欄で該当して適であれば「○」、該当しない場合は「×」、該当しなければ「-」を記入する。
 * 「該当及び適合」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

大分県事業評価監視委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は公開とし、所定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、委員長長の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 二 酒気等を帯びていると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(一般傍聴席の傍聴人の定員)

第4条 一般傍聴席の傍聴人の定員は20人以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、委員長は別に定員を決めることができる。

(一般傍聴の受付)

第5条 一般傍聴を希望する者は、委員会当日の会場受付にて先着順で一般傍聴受付簿に氏名、住所を記入する。受付を終了した者は一般傍聴券、資料、傍聴要領の交付を受け、入場することができる。なお、一般傍聴の受付は受付時間内であっても傍聴希望者が定員となり次第終了する。

(一般傍聴券の携帯及び提示)

第6条 一般傍聴者は、一般傍聴券の交付を受け、これを携帯し、事務局員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(一般傍聴券の通用期限)

第7条 一般傍聴券は、交付当日限り通用する。

(一般傍聴人の会議室における遵守事項)

第8条 一般傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長及び事務局員の指示に従うこと。
- 二 静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 六 携帯電話、PHS、ポケットベル等これらの類について会場内での使用は禁止とし、受信音等についても鳴らないようにすること。
- 七 写真撮影、録画、録音等を許可なく行わないこと。
- 八 その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(報道関係者の会議室における遵守事項)

第9条 報道関係者は、節度ある取材を行うとともに、委員長及び事務局員の指示に従うこと。

(委員会の一時非公開)

第10条 会議の内容が、大分県情報公開条例（大分県条例平成12年条例第47号）第7条各号に規定する情報に該当する場合、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき、委員長は非公開であることを宣言し、委員会を一時非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 前条の規定により委員長が非公開であることを宣言したとき。
 - 二 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が注意した後もなおこれに従わずに委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第二号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。